

登録教習機関の代表者の氏名等変更のウェブサイト掲載について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定により代表者の氏名変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり掲載する。

記

登録教習機関の名称 香川県建設労働組合

登録教習機関の住所 香川県高松市鹿角町 151 番地 4

代表者職氏名 変更前 執行委員長 中西 孝司
変更後 執行委員長 工藤 邦彰

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称 香川県建設労働組合

住所 香川県高松市鹿角町 151 番地 4

変更年月日

代表者氏名の変更 令和8年6月1日

技能講習の業務の範囲

木造建築物の組立等作業主任者技能講習

石綿作業主任者技能講習

令和8年6月29日

香 川 労 働 局 長